

第 6 章 日本海溝・千島海溝周辺海溝型 地震防災対策推進計画

第 1 節 総則

第 1 項 推進計画の目的

この計画は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成 16 年法律第 27 号。以下「法」という。）第 5 条第 2 項の規定に基づき、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域について、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生する津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、当該地域における地震防災対策の推進を図ることを目的とする。

第 2 項 防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務または業務の大綱

本市の地域に係る地震防災に関し、本市の区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者（以下「防災関係機関」という。）の処理すべき事務又は業務の大綱は、総則編第 1 章第 4 節第 1 項「市および防災関係機関が行う業務の大綱」を準用する。

第 2 節 地震防災上緊急に整備すべき施設等に関する事項

施設等の整備の具体的な事業施行等にあたっては、施設全体が未完成であっても、一部の完成により相応の効果が発揮されるよう、整備の順序および方法について考慮するものとする。

1. 建築物、構造物の耐震化

第 2 章第 4 節「土木および公共施設の予防対策」の定めにより行う。

2. 避難場所の整備

第 2 章第 2 節「災害に強いまちづくり」の定めにより行う。

3. 避難経路の整備および消防用資機材の整備

第 2 章第 7 節「避難体制の整備」および第 2 章第 3 節「消防・救急体制の強化」の定めにより行う。

4. 緊急輸送を確保するために必要な道路、港湾または漁港の整備

第 2 章第 4 節「土木および公共施設の予防対策」の定めにより行う。

5. 通信施設の整備

第 3 章第 2 節「災害情報等の収集・伝達」の定めにより行う。

第3節 災害対策本部の設置等

第1項 災害対策本部の設置

市長は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震または当該地震とされうる規模の地

震（以下「地震」という。）が発生したと判断したときは、災害対策基本法に基づき、直ちに函館市災害対策本部および必要に応じて現地対策本部（以下「災害対策本部」という。）を設置し、的確かつ円滑にこれを運営するものとする。

第2項 災害対策本部の組織および運営

災害対策本部等の組織および運営は、災害対策基本法、函館市災害対策本部条例および函館市災害対策本部活動要領に定めるところによるほか、第3章第1節第5項3「災害対策本部の組織」を準用する。

第3項 災害応急対策要員の参集

市長は、通常の交通機関の利用が不能となる可能性を勘案し、配備態勢および参集場所等の職員の参集計画を別に定めるものとし、配備基準等については、第3章第1節第5項「職員の動員・配備」を準用する。

また、市職員は、地震発生後の情報等の収集に積極的に努め、参集に備えるとともに、発災の程度を勘案し、動員命令を待つことなく、自己の判断により定められた場所への参集に努めるものとする。

第4節 地震発生時の応急対策等

第1項 地震発生時の応急対策

1. 情報の収集・伝達

市は、地震発生時の情報収集、津波警報等における住民への伝達および避難指示は、迅速かつ確実な手段を用いて行う。

また、被災状況により通常使用している情報伝達網が寸断されることを考慮し、国、北海道、関係機関等との連絡体制を整える。その他については、第3章第2節「災害情報の収集・伝達」を準用する。

2. 施設の緊急点検・巡視

市は、必要に応じて、公共施設等、特に防災活動の拠点となる公共施設等および避難場所に指定されている施設の緊急点検・巡視等を実施し、当該建物の被災状況等の把握に努めるものとする。

3. 二次災害の防止

市は、地震による危険物施設等における二次被害防止のため、必要に応じた施設の点検・応急措置、関係機関との相互協力等を実施する。

また、土砂災害の防止や倒壊物の飛散による被害の防止、ライフライン復旧

時における火災警戒等について、必要な措置を講ずるものとする。

4. 救助・救急・消火・医療活動

救助・医療活動等に当たっては、第3章第4節「消防活動」および第5節「応急医療・救護」を準用する。

5. 物資調達

市は、発災後適切な時期において市が所有する公的備蓄量、企業との協定等により調達可能な流通備蓄量、市町村との協定等による調達量について、主な品目別に確認し、物資供給体制の充実を図る。

6. 輸送活動

輸送活動については、第3章第13節「緊急輸送」を準用する。

7. 保健衛生・防疫活動

保健衛生・防疫活動にあたっては、第3章第7節「生活救援対策」を準用する。

第2項 資機材、人員等の配備手配

1. 物資等の調達手配

- (1) 地震発生後に行う災害応急対策に必要な物資、資機材（以下「物資等」という。）の確保を行う。
- (2) 市は、地震発生時の情報収集、津波警報等による住民への伝達および避難指示は、迅速かつ確実な手段を用いて行う。

2. 人員配置

市は、人員の配備状況を北海道に報告する。

3. 災害応急対策等に必要な資機材および人員配置

- (1) 防災関係機関は、地震が発生した場合において、函館市地域防災計画に定める災害応急対策および施設等の応急復旧対策を実施するため、必要な資機材の点検、整備および配備等の準備を行うものとする。
- (2) 機関ごとの具体的な措置内容は、機関ごと別に定める。

第3項 他機関に対する応援要請

1. 市が災害応急対策の実施のため必要な協力を得ることに関し、締結している応援協定は、資料6「各種協定」を準用する。
2. 市は必要があるときは、1に掲げる応援協定に従い、応援を要請するものとする。

第5節 津波からの防護、円滑な避難および迅速な救助の確保に関する事項

第1項 津波からの防護のための施設の整備等

1. 河川、海岸、港湾および漁港の管理者は、地震が発生した場合は、直ちに水門の閉鎖、工事中の場合は工事の中断等の措置を講ずるものとする。

2. 河川、海岸、港湾および漁港の管理者は、次の事項について別に定めるものとする。

- (1) 防潮堤、堤防、水門等の点検方針・計画
- (2) 防潮堤、堤防、水門等の自動化・遠隔操作化・補強等必要な施設整備等の方針・計画
- (3) 水門等の閉鎖を迅速・確実に行うための体制、手順および平常時の管理方法
- (4) 津波により孤立が懸念される地域のヘリポート、ヘリコプター臨時発着場、港湾、漁港等の整備の方針および計画
- (5) 防災行政無線等の整備の方針および計画

第2項 津波に関する情報の伝達等

津波に関する方法の伝達にかかる基本的事項は、第3章第2節第1項のとおりとするほか、次の事項にも配慮する。

1. 津波に関する情報が、管轄区域内の居住者等および観光客等並びに防災関係機関に対し、正確かつ広範囲に伝達されること、外国人や聴覚障がい者、視覚障がい者等にも的確に伝わること等に配慮する。
2. 船舶に対する津波警報等の伝達および陸から離れた水深の深い安全水域への避難等のとるべき措置をあわせて伝わることに配慮する。
3. 管轄区域内の被害状況の迅速・確実に把握すること。

第3項 地域住民等の避難行動等

1. 市は、避難対象地域内の住民が、津波来襲時に的確な避難が行うことができるよう、次のとおり取り組むこととする。

(1) 避難対象地域

北海道が設定した津波浸水想定区域を基に市が定め、ハザードマップ等により周知を図る。

(2) 避難場所（屋内、屋外の種別）

市が指定した指定緊急避難場所（屋内）、緊急避難地（屋外）、津波避難ビル（屋内）について、ハザードマップ等により周知を図る。

(3) 避難方法

徒歩避難を基本とするが、指定緊急避難場所までの距離が相当程度長い場合や徒歩で避難することが困難な場合は、自動車での避難を認めるものとする。

(4) 避難指示の伝達方法

防災行政無線、緊急速報メール、広報車、FAX、SNS等に加え、各報道機関の協力を得てテレビ・ラジオによる放送を行うなど、有機的に組み合わせて実施する。

3. 市は、必要に応じて第3章第6節第4項により避難場所を開設、運営するものとし、当該避難場所に必要な設備および資機材の配備、食料等生活必需品の

調達、確保並びに職員の派遣を行う。

4. 地域の自主防災組織および施設または事業所の自衛消防組織は避難指示があったときは、あらかじめ定めた避難計画および市災害対策本部の指示に従い、住民、従業員、入場者等の避難誘導のため必要な措置をとるものとする。
5. 高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）のうち、自ら避難することが困難な者であってその円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、特に支援を要する者（以下「避難行動要支援者」という。）の避難支援等は、第2章第9節「要配慮者対策」の定めにより行う。

第4項 意識の普及・啓発

市は、地域住民等が、「自らの命は自らが守る」という早期避難への意識を持ち、その意識を持続的に共有し、津波襲来時に円滑かつ迅速な避難を行うことができるよう、必要に応じて積雪寒冷地特有の課題に配慮された内容により、ハザードマップや津波避難計画を作成・変更し、第2章第1節第2項「防災知識の普及・啓発」に基づき周知を行う。

第5項 消防機関等の活動

1. 市は、消防機関が津波からの円滑な避難の確保等のために講ずる措置について、次の事項を重点としてその対策をとるものとする。
 - (1) 津波警報等の情報の的確な収集及び伝達
 - (2) 津波からの避難誘導
 - (3) 自主防災組織等の津波避難計画作成等に対する支援
 - (4) 津波到達予想時間等を考慮した退避ルールの確立
2. 1に掲げる措置を実施するためには必要な動員、配備および活動計画は、市消防計画に定めるところによる。

第6項 水道、電気、ガス、通信、放送関係

1. 水道

地域住民等の津波からの円滑な避難を確保するため、水道管の破損等による二次災害を軽減させるための措置は、第3章第15節第1項「上・下水道施設の応急対策」のとおりとする。

2. 電気

- (1) 津波警報等の伝達や夜間の避難時の照明の確保等に加え、積雪寒冷地の医療施設や避難所等での防寒対策及び夏季の熱中症対策に重要であることを踏まえ、優先的に電力を必要とする重要施設をあらかじめ選定し、電力事業者と共有する。
- (2) 北電力ネットワーク道南統括支店が行う措置は、第3章第15節第2項「電力施設の応急対策」のとおりとする。

3. ガス

- (1) ガス事業の管理者等については、津波からの円滑な避難を確保するため、

火災等の二次災害防止のための利用者によるガス栓閉止、液化石油ガスボンベの転倒防止等必要な措置に関する広報を実施するものとする。

- (2) 北ガス函館支店および北海道LPガス協会道南支部が行う措置は、第3章第15節第3項「ガス施設の応急対策」のとおりとする。

4. 通信

NTT東日本北海道南支店が行う措置は、第3章第15節第4項「通信施設の応急対策」のとおりとする。

5. 放送

NHK函館放送局等は、津波に対する避難が必要な地域の住民および観光客等に対して、正確かつ迅速な報道に努めるものとする。

第7項 交通対策

1. 道路

(1) 交通規制

北海道警察および道路管理者は、津波の襲来により危険度が高いと予想される区間及び避難経路として使用されることが想定される区間について、交通規制の内容を事前に周知する。なお、必要に応じ隣接する警察との連絡を密にし、交通規制の整合性を広域的に確保する。

(2) 除雪

冬季においては、緊急輸送道路や避難所へのアクセス道等について、除雪体制を優先的に確保する。

2. 海上

- (1) 函館海上保安部および港湾管理者は、海上交通の安全を確保するため、海域監視体制の強化、船舶交通の輻輳が予想される海域における船舶交通の制限等の措置を実施する。

また、津波による危険が予想される場合に安全な海域への船舶の退避等を円滑に実施する措置を実施する。

- (2) 港湾管理者は、津波が襲来するおそれがある港湾における港湾利用者の避難など、安全確保対策をとるものとする。

3. 鉄道

鉄道事業者は、津波の襲来により危険度が高いと予想される区間における運行の停止等の運行上の措置をとるものとする。

第8項 市が自ら管理または運営する施設に関する対策

1. 不特定かつ多数の者が出入りする施設

市が管理する庁舎、会館、社会教育施設、社会体育施設、社会福祉施設、博物館、図書館、病院、学校等の管理上の措置はおおむね次のとおり。

(1) 各施設に共通する事項

ア 津波警報等の入場者等への伝達

海岸近くにある施設については、津波警報等の発表が行われる前であっ

ても、強い揺れを感じたとき、または弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは直ちに避難するよう、入場者等に対し伝達する。

イ 入場者等の避難のための措置

ウ 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置

エ 出火防止措置

オ 水、食料等の備蓄

カ 消防用設備の点検、整備

キ 非常用電源の整備、テレビ、ラジオ、コンピュータなど情報を入手するための機器の整備

(2) 個別事項

ア 病院等にあつては、重症患者、新生児等、移動することが不可能又は困難な者の安全確保及び避難誘導のための必要な措置

イ 学校、研修所等にあつては、

(ア) 当該学校等が、津波避難対象地域にあるときは、避難誘導のための必要な措置

(イ) 当該学校等に保護を必要とする生徒等がいる場合（特別支援学校等）、これらの者に対する保護等の措置

ウ 社会福祉施設にあつては重度障害者、高齢者等、移動することが不可能又は困難な者の安全確保及び避難誘導のための必要な措置

2. 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置

災害対策本部および地区災害対策本部が設置される庁舎等の管理者は、1の(1)に掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置をとるものとする。

また、災害対策本部等を市が管理する施設以外の施設に設置する場合は、その施設の管理者に対し、同様の措置をとるよう協力を要請するものとする。

(1) 自家発電装置、可搬式発電機等による非常用電源の確保

(2) 無線通信機等通信手段の確保

(3) 災害対策本部等開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保

3. 工事中の建築物等に対する安全確保上実施すべき措置

工事中の建築物その他の工作物または施設については、原則として工事を中断するものとし、津波襲来に備えて必要な措置を実施する場合には、作業員の安全を確保するものとする。

第9項 迅速な救助

1. 市は、消防庁舎等の耐震化を含め、救助・救急隊の体制や車両・資機材の確保等に努めるものとする。消防機関等による被災者の迅速かつ適切な救助・救急活動の実施に努めるものとする。

2. 市は、北海道と協力して「緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱」に定める受援計画等による緊急消防援助隊の人命救助活動等の支援体制の整備を行うものとする。

3. 市は、自衛隊・警察・消防等実動部隊による迅速な救助のため、被災地への経路及び空港・港湾等の活動拠点の確保を含む救助活動における連携の推進等を図る。
4. 市は、消防団に関し、加入促進による人員確保、車両・資機材の充実、教育・訓練の充実を図る。

第6節 後発地震への注意を促す情報が発信された場合にとるべき防災対応に関する事項

日本海溝・千島海溝沿いでは、Mw 7.0以上の地震が発生した後、数日程度の短い期間において、Mw 8クラス以上の地震が続いて発生するなど、後発地震が発生した事例もあることから、実際に後発地震が発生する確率は低いものの、巨大地震が発生した際の甚大な被害を少しでも軽減するため、国からの「北海道・三陸沖後発地震注意情報」の発信を受け、市および道等から地域住民に対して注意を促すものとする。

第1項 後発地震への注意を促す情報等の伝達

1. 後発地震への注意を促す情報等の伝達

後発地震への注意を促す情報その他これらに関連する情報や後発地震に対して注意する措置等（以下「後発地震への注意を促す情報等」という。）の伝達に係る関係者の連絡体制は次のとおり。

(1) 市内部および関係機関相互間の伝達

第3章第2節第1項「情報伝達系統」に基づき行う。

(2) 地域住民等並びに防災関係機関に対する伝達

第3章第2節第1項「情報伝達系統」に基づき行う。

第2項 災害応急対策をとるべき期間等

市は、後発地震への注意を促す情報の発信に至った地震の発生から1週間、後発地震に対して注意する措置を講ずる。

第3項 市のとるべき措置

市は、後発地震への注意を促す情報等が発信された場合において、地域住民等に対し、日頃からの地震への備えの再確認や、円滑かつ迅速な避難をするための備え等の防災対応をとる旨を呼びかける。

また、市における日頃からの地震への備えを再確認するとともに、施設・設備等の点検等により円滑かつ迅速な避難を確保するよう備える。

（後発地震に対して注意する措置）

1. 家具等の固定、家庭等における備蓄の確認等日頃からの地震の備えの再確認
2. 避難場所・避難経路の確認、家族等との安否確認手段の取決め、非常持出品

の常時携帯等、円滑かつ迅速に避難するための備え

3. 施設内の避難経路の周知徹底、情報収集・連絡体制の確認、機械・設備等の転倒防止対策・点検等、施設利用者や職員の円滑かつ迅速な避難を確保するための備え
4. 個々の病気・障害等に応じた薬、装具及び非常持出品の準備、避難行動を支援する体制の再確認・徹底等、要配慮者の円滑かつ迅速な避難を確保するための備えは、後発地震への注意を促す情報の発信に至った地震の発生から1週間、後発地震に対して注意する措置を講ずる。

第7節 防災訓練に関する事項

1. 市および防災関係機関は、地震防災対策推進計画の熟知、関係機関および住民の自主防災体制との協調体制の強化を目的として、推進地域に係る大規模な地震を想定した防災訓練を、年1回以上実施するよう努める。その際、津波警報等又は後発地震への注意を促す情報等が発信された場合の情報伝達に係る防災訓練を実施する。
2. 市は、北海道、防災関係機関、自主防災組織等と連携して、次のようなより具体的かつ実践的な訓練を行う。
 - (1) 要員参集訓練および本部運営訓練
 - (2) 災害時要配慮者、滞留旅客等に対する避難誘導訓練
 - (3) 津波警報等の情報収集、伝達訓練
 - (4) 災害発生の状況、避難指示、自主避難による各避難場所への避難者の人数等について、迅速かつ的確に北海道および防災関係機関に伝達する訓練

第8節 地震防災上必要な教育および広報に関する事項

1. 市職員等に対する教育

地震災害応急対策業務に従事する職員等を中心に、地震が発生した場合における地震災害応急対策の円滑な実施を図るため、市は職員等に必要な防災教育を行うものとし、その内容は少なくとも次の事項を含むものとする。

- (1) 地震及び津波に関する一般的な知識
- (2) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- (3) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- (4) 後発地震への注意を促す情報の内容及びこれに基づきとられる措置の内容

- (5) 後発地震への注意を促す情報が発信された場合及び日本海溝・千島海溝
周辺海溝型地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識
- (6) 後発地震への注意を促す情報が発信された場合及び日本海溝・千島海溝
周辺海溝型地震が発生した場合に職員等が果たすべき役割
- (7) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震対策として今後取り組む必要のある
課題

2. 地域住民等に対する教育・広報

市は、東日本大震災や令和6年能登半島地震など、これまでに国内で発生した大規模災害の教訓や日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震により想定される被害等を踏まえ、防災意識の普及・啓発に努めるとともに、地域住民等が津波からの避難を始めとして、国からの指示が発せられた場合等に的確な判断に基づいた行動ができるよう次のとおり教育・広報を実施する。

- (1) 地震及び津波に関する一般的な知識
- (2) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生すると予想される地震動
及び津波に関する知識
- (3) 後発地震への注意を促す情報の内容及びこれに基づきとられる措置の内容
- (4) 後発地震への注意を促す情報が発信された場合及び日本海溝・千島海溝
周辺海溝型地震が発生した場合の出火防止対策、近隣の人々と協力して行
う救助活動・避難行動、自動車運転の自粛等、防災上とるべき行動に関す
る知識
- (5) 正確な情報の入手方法
- (6) 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
- (7) 各地域における避難対象地域、土砂災害警戒区域等に関する知識
- (8) 各地域における避難場所及び避難経路に関する知識
- (9) 地域住民等自らが実施し得る、最低でも3日間分、可能な限り1週間分
程度の生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止等の平素からの対策及び
災害発生時における応急措置の内容や実施方法
- (10) 住居の耐震診断と必要な耐震改修の実施
- (11) 防寒具等の冬季における避難の際の非常持出品